

令和4年9月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会





	<p>は180㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さんで、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で贈与です。担当委員は、2番委員です。</p> <p>以上、2件です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、</p> <p>番号1を5番委員、</p> <p>番号2を2番委員、説明をお願いします。</p>
農業委員	<p>番号1の調査結果を報告します。9月6日、申請者と推進委員と現地立会いを行いました。土地の所在は大字太田字本村、〇〇〇〇〇〇の隣です。譲受人は水稻栽培を中心とする専業農家で、今も貸借契約で稲を作付しています。今回、その土地を売買により譲り受けるという申請で、所有権の移転です。現況は田んぼで、野菜を作付する計画です。譲渡人が〇〇市の方で、土地を売りたいということで今回の申請になりました。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約200mで耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況はトラクター、コンバインなどそろっており、農業従事者は本人、妻で、耕作に問題はありません。以上、報告を終わります。</p>
農業委員	<p>番号2の調査結果を報告します。9月8日、申請者と推進委員で現地立会いを行いました。土地の所在は、大字小田字中西、〇〇〇〇〇〇から東に約500mのところに位置しております。稲を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現状は田で、稲を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転です。譲受人が高齢で、病気のため、という理由です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約3kmで耕作可能です。農機具は所有していませんが、専業者に委託している状態です。畦草刈りなどの管理は申請者が行っています。農業従事者は本人と子で、耕作に問題はありません。以上、報告を終わります。</p>
推進委員	<p>相当前に、基盤整備がされた土地ですが、隣の土地とすでに一緒に、一つの田となっています。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p> <p>無いようでしたら採決します。</p>

農業委員	<p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字森字郷町〇〇〇〇番〇で、登記簿地目は田、面積は760㎡です。譲渡人は〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの親子です。転用目的及び転用理由は、一般個人住宅で、自己の住宅を建設するためです。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、7番会長です。</p> <p>以上、1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明ですが、番号1を私が行います。</p>
農業委員	<p>番号1の調査結果を報告します。9月9日、申請者と推進委員と現地の立会いを行いました。土地の所在は、大字森字郷町〇〇〇〇番〇で、面積は760㎡です。〇〇〇〇〇から〇〇を挟んで約500mのところに位置しております。5条の所有権の移転で、自宅を建設するための申請です。譲受人は現在、〇〇に住んでおります。〇〇〇〇の上の、〇〇〇山のふもとになり、危険区域にかかり、今の場所では新築ができないということでした。近隣の土地や空き家を探したそうですが、なかなか話が付かなかったそうです。申請地は1か所農地に面する所がありますが、既存の水路は用水に使っていないため、特に問題ないそうです。擁壁はすでにコンクリートをしており、特に周りに影響はないようです。資金計画、設計図は提出されており、計画は確実と思われれます。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
農業委員	<p>何年か前まで耕作していたのですか。</p>

事務局	<p>1年か2年くらい前まで耕作していたそうです。 今日は来ていませんが、推進委員が借りて耕作しておりましたが、その後家庭菜園程度の野菜を植えたということです。</p>
農業委員	<p>管理はされていきました。 写真の白いパイプのが水口です。</p>
農業委員	<p>道路との境界はどこですか。</p>
事務局	<p>道は町道で、町道のアスファルト舗装のところと、田んぼの擁壁の下が境です。所有者の〇〇さんが畦をコンクリートにしたそうです。</p>
農業委員	<p>ここは、第2種農地ですか。</p>
事務局	<p>ここは3種農地です。ここは用途地域の住居専用地域となっております。</p>
農業委員	<p>3種農地は、すべて許可なのですか。</p>
事務局	<p>今日、お配りしている参考資料集をご覧ください。区分の判断は、用途地域内ということでの判断です。許可は計画など問題がなければ許可ができる場所となっております。</p>
議長	<p>他に、質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
議長	<p>次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>



議長	(省略)
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会9月定例総会を閉会します。